

# かわべ

議会だより



平成27年11月5日

第145号



新議会スタート

## 27年第3回定例会

### 全23案件を審議

### 26年度決算を認定

#### 目次

- ・ 改選後の初議会…………… 2
- ・ 正副議長を選挙…………… 2
- ・ 第3回定例会…………… 2
- ・ 議案ピックアップ…………… 3
- ・ 総務委員会審査…………… 4
- ・ 審議結果一覧…………… 6
- ・ 一般質問…………… 7
- ・ 議会日誌…………… 18
- ・ 編集後記…………… 18

9月1日開催

## 改選後の初議会を開会

### 議長・副議長を選挙

#### 各委員会委員の改選

議員改選後初めての議会が開かれ、議長・副議長の選挙をはじめ、議会の委員  
会構成を決めました。  
また、監査委員・農業委員の選任のほか、平成27年度一般会計補正予算を可決  
しました。  
(委員会構成は3頁)



佐伯雄幸 副議長



桜井真茂 議長

議員改選後の初議会  
では、議長の選挙、副  
議長の選挙が行われ、  
議長に桜井真茂議員、  
副議長に佐伯雄幸議員  
が就任しました。

#### 議長・副議長就任あいさつ

このたび改選後の初議会におきまして、議員各位のご  
推挙により議長・副議長に就任させていただくことにな  
りました。

身に余る光栄でありますとともに、責任の重大さを痛  
感しているところであります。皆様方のお力添えをいた  
だきながら、円滑な議会運営に努めてまいります。

さて、わが国の財政は、国及び地方合わせて千兆円を  
超す債務を抱えており、依然楽観した状況ではありません。  
当町におきまして、厳しい財政状況の中で少子高  
齢化を始め、福祉・環境・基盤整備・教育などの諸問題  
に対応すべき重要な政策課題が山積しております。

議員が皆様の声に耳を傾け、町政を発展させていくこ  
とが益々重要となっております。町民の皆様の期待を実  
現し、川辺町をより発展させていくことを使命として、  
全力を尽くす覚悟であります。皆様の一層のご理解とご  
協力をお願い申し上げます。就任のあいさついたします。

## 歳出総額68億6千万円 26年度決算を認定

平成26年度の一般会  
計ほか各特別会計の決  
算は、総務委員会に付  
託され、9月8日から  
4日間の日程で審査が  
行われました。

審査した会計は、一  
般会計を含め全7会計  
で、町長をはじめ担当  
課長等の出席を求め、  
説明・質疑応答・書類  
審査等を行いました。  
9月11日には討論・採  
決を行い、審査に付託  
された全会計のうち、  
一般会計については、  
賛成多数で、その他の  
会計決算については、  
全会一致で認定すべ  
きものと決定しました。  
(委員会での質疑応答は4頁)

平成26年度各会計決算 (千円以下四捨五入)

| 一般会計  |            | 国民健康保険事業  |            |
|-------|------------|-----------|------------|
| 歳入    | 43億1,411万円 | 歳入        | 11億7,748万円 |
| 歳出    | 40億7,050万円 | 歳出        | 10億5,929万円 |
| 下水道事業 |            | 農業集落排水事業  |            |
| 歳入    | 5億1,196万円  | 歳入        | 3,258万円    |
| 歳出    | 5億477万円    | 歳出        | 3,100万円    |
| 介護保険  |            | 後期高齢者医療   |            |
| 歳入    | 8億6,525万円  | 歳入        | 1億2,082万円  |
| 歳出    | 8億815万円    | 歳出        | 1億1,894万円  |
| 水道事業  |            |           |            |
| 収益的収支 | 歳入         | 2億5,691万円 |            |
|       | 歳出         | 2億4,259万円 |            |
| 資本的収支 | 歳入         | 1,643万円   |            |
|       | 歳出         | 2,408万円   |            |

※資本的収支の不足額は、留保資金で補てんしました。

9月7日～18日

## 第三回定例会を開会

### 全7会計の決算を認定

#### 一般会計予算は3千9百90万余りを補正

平成27年第3回定例会が、9月7日から18日の会期で開催されました。平成26  
年度決算認定案件、平成27年度各会計の補正予算案件などを認定、可決したほ  
か、教育長や固定資産評価審査委員会委員の選任同意が行われました。



# 議案ピックアップ

## 人事案件

### 【監査委員】

議員の内から選任する監査委員に井戸三兼氏を全会一致で同意しました。

### 【農業委員】

議員の推薦する委員の辞任に伴い、後任委員に平岡正男氏を全会一致で推薦しました。

### 【固定資産評価審査委員会委員】

現在固定資産評価審査委員会委員の日下部賢三氏が9月27日で任期満了となるため、再任することに全会一致で同意しました。

### 【教育委員会教育長】

現在教育長の長谷川哲氏が9月30日で任期満了となるため、引き続き教育長として任命することに全会一致で同意しました。

## 条例案件

### 【川辺町手数料徴収条例の一部を改正する条例】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、「通知カード」と「個人番号カード」の再交付に係る条文を追加する改正などを行いました。

### 【川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、個人番号をその内容に含む特定個人情報について取り扱いの条文を追加する改正を行いました。

## 補正予算案件

一般会計ほか特別会計において、26年度決算の確定にともなう事業費の精算と、新たに必要となった財政需要について予算の補正が行われました。

### 【一般会計補正予算（第4号）の主な内容】

#### （歳出）

- \* 人件費（11,295千円）
- \* 社会保障・税番号制度対応中間サーバ接続業務委託料（5,795千円）
- \* 国民年金免除申請システム改修（444千円）
- \* 個別予防接種委託料（1,901千円）
- \* 国及び県負担金補助金過年度精算（16,391千円）など

#### （歳入）

- \* 繰越金（12,995千円）
- \* 町債（12,379千円）
- \* 介護保険特別会計繰入金（10,717千円）
- \* 後期高齢者医療特別会計繰入金（321千円）など



## 契約案件

議決済みの川辺西小学校及び川辺中学校の非構造部材耐震化改修工事について、変更が生じたため変更契約をするものです。

### 【川辺西小学校】

変更前 53,460,000円  
 変更後 55,407,240円  
 （1,947,240円増額）

### 【川辺中学校】

変更前 52,488,000円  
 変更後 54,868,320円  
 （2,380,320円増額）

【議会編集委員会】  
 委員長 佐藤 満  
 副委員長 巖 敬一郎  
 委員 岩田 龍典

【議会運営委員会】  
 委員長 古川 政久  
 副委員長 井戸 三兼  
 委員 佐伯 雄幸  
 櫻井 芳男  
 （議席順）

【総務委員会】  
 委員長 岩田 龍典  
 副委員長 櫻井 芳男  
 委員 佐伯 雄幸  
 平岡 正男  
 井戸 三兼  
 巖 敬一郎  
 佐藤 満  
 古川 政久  
 桜井 真茂  
 （議席順）

委員会の構成

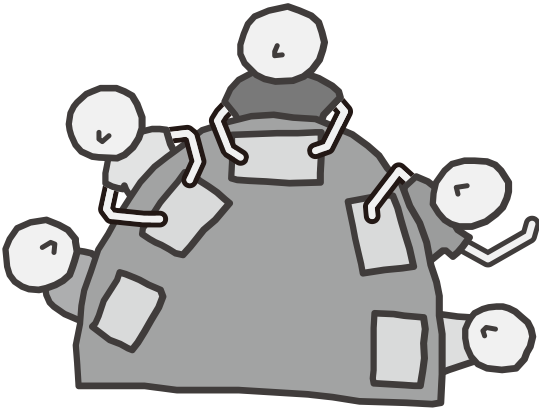
# 総務委員会審査

## 主な質疑応答

9月定例会に上程された議案のうち、平成26年度の一般会計ほか各特別会計の決算・条例案件・平成27年度補正予算など15件が総務委員会に付託され、9月8日から4日間の日程で審査が行われました。

審査した議案について各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出などを行い審査を進めました。

審査にあたっては、延べ120件あまりの質疑応答が行われ、9月11日に討論・採決を行った結果、審査に付された議案のうち、平成26年度一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で、その他の議案については、いずれも全会一致で可決、認定すべきものと決定しました。



### 27年度補正予算関係

**Q** 今年度も半年が経過し、税収や交付税の見込み、昨年度の繰越金も確定する時期であるが、来年度の財政需要を見据えた財政状況について問う。

**A** 昨年度の繰越金と交付税の増額により合わせて約1億7千万円が留保される状況です。しかしながら、次年度以降計画をする大規模な事業があるため、これを見通して、基金に積み立てることを検討していきます。

**Q** その他の特別職の職員数が非常に多い。その他の職員とはどのような職員か。

**A** その他の職員とは、嘱託職員や審議会の委員の方などを言います。この方々の合

計人数が計上されています。

**Q** 子育て世帯臨時特例給付金事務費交付金の減額要因を問う。また、対象者の把握漏れはないか。

**A** 昨年度は事務経費の100%が交付されていたが、今年度は、国において補助基準額が設定され、その基準額に従って交付されたため、減額となったものです。

**Q** この給付金の対象者は、児童手当が支給されている世帯が対象となっているため、町で把握済みです。

**Q** 予防費の個別予防接種委託料において、委託料が増額補正となった要因について問う。

**A** ワクチンの単価が900円増額となったことに伴い、委託料の総額が増額となりました。

**Q** 担い手育成の補助金が計上されているが、どのような機械を購入されるのか。

**A** 椎茸用ハウスの木質燃料型ボイラーの設置要望があり、その費用を助成するものです。

**Q** 町内に認定農業者は、何名おられるか。また、認定農業者の条件等について伺いたい。

**A** 町内の認定農業者は、現在9事業者あります。認定農業者の条件等は、一般的に意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、農業経営改善計画を作成し、その計画を町長が認定することに

より、認定農業者となります。

**Q** 後期高齢者医療特別会計において、一般会計への繰出金が計上されているが、これは広域連合へ支払うものなのか、一般会計に支払うものなのか伺いたい。

**A** 後期高齢者医療の保険者は、岐阜県後期高齢者広域連合となっています。その給付をしており、保険料は町が徴収し、後期高齢者広域連合へ支払っています。

**A** このほか、総務的な経費は後期高齢者広域連合から各市町村へ負担金として請求されます。その後期高齢者広域連合で精算されたものが超過する場合は、特別会計から一般会計へ戻してもらうこととなります。

## 26年度決算関係

**Q** 防犯灯の維持管理は区で負担しているが、区の財政を

圧迫している。防犯灯に対する補助金の補助率の見直しについて問う。

**A** 防犯灯に対する補助金は、蛍光灯1灯につき3千円、LED灯は1灯につき千円を補助している。今後は、区長に維持管理の考え方を拝聴しながら、防犯灯をLED化し、町で一括管理できるような対応を検討していきます。

**Q** 川辺町の徴収実績は非常に優秀であるが、外国人の滞納者の占める割合は、

外国人の滞納者の占める割合は、少ないです。滞納があっても納税相談に応じられる事例が多いです。

**A** 外国人の滞納者の占める割合は、少ないです。滞納があっても納税相談に応じられる事例が多いです。

**Q** ふるさと納税が増加しているが、その要因を問う。

**A** 平成26年度からインターネットによる寄附ができるようになったのが400件以上と激増しました。

今年9月からは、インターネットに加え、カード決済できるようしたところ、現時点で約500件の申し出があり、良い結果となっています。

**Q** 当町の後発医薬品（ジェネリック医薬品）への切替率は

が全国平均よりも、低い数値であるが、その要因を問う。

**A** 当町の切り替え率は、残念ながら全国平均より低いデータであることは認識しています。保健師による訪問相談時に、後発医薬品のPRをしています。

ですが、切替えは個人の自由なので、強制はできない現状です。今後も、引き続き機会あるごとにPRに努めていきます。

**Q** 消費生活相談を広域で行っているが、当町の相談件数は

何件あったか。

**A** この事業は美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町の1

市3町で運営をしている事業です。昨年の相談総数は399件、そのうち当町分は、18件の相談がありました。

**Q** 有害鳥獣捕獲事業で、イノシシ・カラス・カワウが捕

獲されているが、最近では、捕獲対象としていないのか伺いたい。

**A** 有害鳥獣の捕獲は町猟友会に依頼し実施しています。

猿やシカも対象となっています。

**Q** 建設工事の入札執行状況及び請負率状況を伺いたい。

**A** 地方自治法の規定により主に競争方式で行っています。

2千500万円以上の工事については、可茂管内の業者を対象に一般競争入札を、それ未満の工事については、町内業者を対象に指名競争入札を行っています。請負率については、ここ数年入札方式に関わらず95%前後で推移しています。

**Q** 地籍調査はどこから実施していくのか問う。

**A** この調査は、平成26年度から実施しています。事業の

メリットは境界のトラブル解消、土地取引の円滑化、固定資産税の課税の適正化が図れるなどであり、災害時に土地の境界などが直ぐに確定でき災害復旧が迅速にできる大きなメリットがあります。今年の9月下旬には石神地区において、調査を始めています。

**Q** 保育料と学校給食費の滞納状況を伺いたい。

**A** 保育料の滞納状況は、3件約31万円ありますが、現時点での滞納額は約19万円と減少しています。学校給食費の滞納状況は、約88万円ありますが、現時点での滞納額は、約61万円と減少しています。

**Q** 学校給食は、1食約600円と高額となっているが、その内訳を問う。

**A** 1食約600円の内訳は、人件費・水道光熱費・食材料費・原価償却費など含めた金額となっています。そのうち、食材料費については、保護者負担とし、小学校が1食240円、中学校が1食265円負担していただいております。それ以外は、町が負担しています。





# こんなことが決まりました

## 平成27年9月定例会審議結果

| 件 名                                           | 採 決 状 況<br>(賛成：反対) | 結 果         |
|-----------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 平成26年度決算に係る健全化判断比率について                        | 報告のみ               |             |
| 平成26年度決算に係る資金不足比率について                         | 報告のみ               |             |
| 専決処分について承認を求める件<br>《平成27年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》 | 賛成8：反対0            | 承 認         |
| 川辺町教育委員会教育長の任命について同意を求める件                     | 賛成8：反対0            | 同 意         |
| 川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                     | 賛成8：反対0            | 同 意         |
| 川辺町手数料徴収条例の一部を改正する条例                          | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例                         | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町一般会計補正予算（第4号）                        | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町下水道事業特別会計補正予算（第1号）                   | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）                    | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                 | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）                      | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成26年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について                     | 賛成8：反対0            | 認 定         |
| 平成26年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について             | 賛成8：反対0            | 認 定         |
| 平成26年度川辺町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                | 賛成8：反対0            | 認 定         |
| 平成26年度川辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について             | 賛成8：反対0            | 認 定         |
| 平成26年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                 | 賛成8：反対0            | 認 定         |
| 平成26年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について              | 賛成8：反対0            | 認 定         |
| 平成26年度川辺町水道事業会計利益の処分及び決算認定について                | 賛成8：反対0            | 可決及び<br>認 定 |
| 川辺西小学校非構造部材耐震化改修工事請負変更契約の締結について               | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 川辺中学校非構造部材耐震化改修工事請負変更契約の締結について                | 賛成8：反対0            | 可 決         |
| 平成27年度川辺町下水道事業特別会計補正予算（第2号）                   | 賛成8：反対0            | 可 決         |

# 一般質問

5/10の議員が質問  
24人が傍聴

佐伯雄幸議員



## 問 ドローンの購入について

さまざまな活用を

ドローンの機体には、さまざまな大きさ・形状・用途のものがあり、多様な研究が進められ、使用目的には設備のメンテナンス・安全警備・災害支援・運搬・医療など、さまざまな分野があります。一方、首相官邸や善光寺の祭典に落下などの悪用事例もあり、国政ではドローンの規制法案が審議され、今年7月に閣議決定されました。

このドローンが「模型航空機」に分類されると仮定した時、航空法が定める禁止空域以外であれば事前に許可を得なくても使用することができま

す。仮に免許制になった場合は、1週間の講習と実技で約40万円の費用がかかり、第3級陸上特殊無線技士の免許取得も義務づける方向性にあるということです。さらに、このドローンの飛行距離や所要時間は、各メーカーによって異なりますが飛行距離は約2kmであり、所要時間はバッテリーの容量しだいですが、約11分間です。価格的には業務用としては数十万円から数百万円と高額になりますが、1万円未満で購入できる小型機もあります。

町としてドローンを購入して、例えば簡単には行けない災害現場の状況や火災現場の状況などいち早く地上に知らせることもできます。また、救急活動の際、現場に遅れがでないように路上駐車を常日頃から観察することなどができるようになるかもしれません。それと、空からの映像を町のホームページに活用し

たり、ボート競技をいろいろな角度から映し、皆さんに楽しんでいただき、川辺町を全国にアピールすることなど、いろいろな創造力が湧いてくると思います。職員の中には、多才な免許を取得されている方がいると思いますが、そんな方を集めてチームを作り、幅広い分野で活躍してもらい、川辺町の発展・安心・安全なまちづくりに活かしてはいかがでしょうか。



## 答 導入は法規制に注視し、活用を研究していく

【総務課長】

「ドローン」については、農業・観光等の産業振興・環境保全・防災・災害対策等での活用が期待されており、既に実績も多々ございます。また、今後も様々な分野での活用が期待されているところではあります。

一方で、落下等による危険性や個人情報保護の観点から、問題視されていることも事実で、この9月4日には、改正航空法が成立し、年内に施行される見込みですが、免許制や機体の登録制の導入などの課題が積み残されており、これらの点についても検討されているところではあります。

さて、ドローンを活用してはとの提案でございますが、緊急時はもちろんのこと、様々な場面での活用に関しては、一定の理解をしますが、日常

的な活用として、イベントや町の風景の空撮、公共施設の点検などが考えられます。しかし利用率に加え、特にイベント時においては、安全性の確保に十分な検証が必要と考ええます。また、何よりもドローンを操作する人材の確保と、操作技術レベルが大きな課題になるものと考えているところです。

従いまして、今しばらくは、活用が必要な場合は、民間事業者に依頼するなどの対応とさせていただくこととし、導入することについては、今後の法規制の動向を注視し、活用の研究をして参りたいと考えます。議員におかれましても、自治体における活用事例につきましまして、参考となる情報がありましたら提供いただきますよう、お願いいたします。

## 問 夜間の消火活動について

ヘッドライト等の配備を  
災害現場や火事現場な  
ど消防団の皆さんがサイ  
レンの音とともに昼夜を  
問わず出動されていま  
す。昼間の現場は明るく  
作業もテキパキ動けます  
が夜間はどうでしょう  
か。足元もわかりにくく  
安全確保ができるので  
しょうか。そんな時、消  
防車両にヘッドライトを  
夜間常時使用できるよう  
備え付けて置いたらどう  
でしょうか。作業も団員  
の安全も確保できると考  
えますし、一番大事なこ  
とは、ことなく家族の元  
へ帰ることだと思いま  
す。また火災の時、水利  
を確保しなくてはならな  
い場合、ホースが道路を  
またぐこともあります。  
そんな時、ホースブリッ  
ジを使用しますが、ホー  
スブリッジは黒色で運転  
者には分かりづらいこと  
もあります。夜間の災  
害・火災の現場で団員の

方たちが安全に活動でき  
ようにホースブリッジも  
何らかの工夫が必要だと  
思いますが、いかがお考  
えかお聞きします。

## 答 計画的に配備するよう努める

【総務課長】

消防団員の活動につい  
ては、どのような場面にお  
いても自らの安全確保が  
優先されなければなりま  
せんし、活動中における一  
般住民の安全確保にも、  
十分配慮しなければなり  
ません。

夜間の消火活動につい  
ては、昼間の消火活動と  
違い、視界が極端に狭く  
なることから多くの危険  
を伴います。このため、  
消防団に対しては、発電  
機・燃料携行缶・投光  
器・交通整理用の赤色合  
図灯を配備しています。

これは、国が示す消防  
団の装備の基準によるも  
ので、必要最低限の装備  
は配備を完了していま

す。しかし、先般の真夜  
中の火災について、消防  
団幹部会で検証したところ、火元から離れた暗闇  
の中で複数の水利を確保  
し、何本ものホースを繋  
ぐとともに、国道を横断  
させなければならなかつ  
たことなど、現在の装備  
では、団員の安全・確  
実・迅速な消火活動に支  
障をきたすとの意見があ  
りました。

このため、夜間活動用  
のヘッドライト・蛍光ベス  
トの新規配備と、赤色合  
図灯の追加配備を現行予  
算の範囲内で支給するよ  
う準備を進めています。

今後についても、議員  
仰せの反射板付ホースブ  
リッジをはじめ、国が示  
す装備の基準を参考に、  
消防団の意見を伺いなが  
ら計画的に配備するよう  
努めて参ります。



## 井戸三兼 議員



## 問 マイナンバー制度の周知について

住民に対する周知の  
取り組み状況は

本年10月より、マイナ  
ナンバーの通知書が送付さ  
れ、平成28年1月から個  
人番号カードの交付がな  
されることとなりました  
が、私の聞くところによ  
ると、住民の多くは大し  
た関心もなく、それすら  
知らない町民が多いと思  
います。

平成27年10月時点で、  
住民票を有する全ての方  
がマイナンバーの指定対  
象となっており、個人番  
号カードを取得するに  
は、来年の1月以降に申  
請する必要があります。  
カードの有効期限は、20

歳未満は5年、20歳以上  
は10年であり、更新をす  
る必要があること。マイ  
ナンバー制度のメリット  
やデメリット等々、その  
詳細が町民に理解されて  
いるとは思えません。そ  
こで、以下の点について  
お尋ね致します。

- ①住民に対する周知の取  
り組み状況
- ②町内企業に対する周知  
の取り組み状況
- ③町職員に対する研修及  
び個人情報保護に対す  
る取り組み状況
- ④従来の住基ネット・住  
基カードは必要なくな  
るのか

## 答 丁寧な対応を心がけて行く

【総務課長】

①本年9月発行の「広報  
かわべ」で、「マイナ  
ナンバー制度が始まりま  
す」と題して特集記事  
を掲載し、同制度の概  
要や、個人番号カード  
を受け取るまでの流

れ、利用する場合の例  
などについて、皆様に  
お知らせしています。

また、「広報かわべ」  
以外の周知について  
は、政府広報「いよい  
よマイナンバー制度が  
始まります」と題した  
チラシを、各区長様に  
回覧していただくよう  
お願いをし、国からも  
同制度の周知のため送  
付されたポスターを、  
庁舎内で掲示していま  
す。

②町内企業へ町独自の  
周知取組は行っていま  
せん。国においては、  
経済団体などの連携  
による説明会・税理士  
会・社会保険労務士会  
などへ、個人番号の施  
行について協力依頼を  
行っているところだ  
す。

③同制度の施行に伴つて、  
町職員についても研修  
等を実施しており、平  
成26年5月に、美濃加  
茂定住自立圏職員合同  
研修に参加したほか、  
同年11月には、マイナ



ンバー制度の仕組みや、それに伴う個人情報保護制度への影響・情報の安全な運用の確保、自治体の今後の対応などについて、説明会を実施しています。

このほか、住民情報を取り扱っている岐阜県行政情報センターにおいて、昨年5月から本年2月にかけて計8回の説明会が開催され、住民情報を直接扱う住民課・税務課の職員を中心として参加しています。

また、岐阜県においても担当者説明会が開催され、総務課・住民課・税務課・企画まちづくり課から職員が参加しています。

④住基ネットについては、国内の各自治体の住民基本台帳システムが情報網でつながっているシステムのことで、全国どの自治体から、個人の住所・氏名・生年月日・性別を検索することができま

す。これを利用して、請求資格がある人が窓口に来ていただければ、本籍・筆頭者は省略されますが、住民票を取得することもできます。今回のマイナンバー制度で、住基ネットシステムが変更されることは無く、今まで通り稼働いたします。また、新たな機能として、マイナンバーで個人が検索可能となるほか、住民票コードでマイナンバーが検索できるようにになります。

今、発行されている住基カードは、有効期間が10年間で、その期間内は従来どおり、個人の身分証明書として使用いただけますが、期間終了後の再発行はなく、その機能は個人番号カードに取って代わることとなります。また、個人番号カードを取得される場合は、個人番号カード発行時に住基カードと交換となります。

今回のマイナンバー制度の施行については、住民の皆様には十分ご理解を頂きたいと考えていますが、同制度に関して住民の方から問い合わせなどがあつた場合など、丁寧な対応を心がけていきたいと考えています。

制度の安全面からは、本年6月に日本年金機構において基礎年金番号を含む個人情報漏洩した事件もあり、国においても、セキュリティをさらに高めるよう通知を出し、本町においても通知の主旨に従い対処を行っているところです。

法律の目的である、効率的な情報の管理及び利用、他の行政機関との迅速な情報の授受によって、住民の皆様が様々な場面において十分なメリットが受けられるよう制度の運用に心がけて参ります。

## 問 新地方公会計制度に基づく財務諸表について

### 財務諸表作成の進捗状況は

地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められており、そうした地方行政を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠であります。他の市町村でも総務省モデルなどを参考に公会計制度をもとに、財務4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を公開するようになってきています。

単式簿記では見えない現状を、複式簿記によって『見える化』するのが、公会計制度導入の目的であり、その効果として、町の現状が把握でき、正確な情報を公表できることや資産・債務の適切な管理効果が得ら

## 答 公表できるように準備する

### 【総務課長】

れ、より効率的な行政運営ができること等が生まれてきます。もつと効果的な資産活用ができないか、債務が膨らみすぎてはいないか等、将来を見据えた計画づくりにも役立ちます。

そこで次の2点についてお尋ねします。

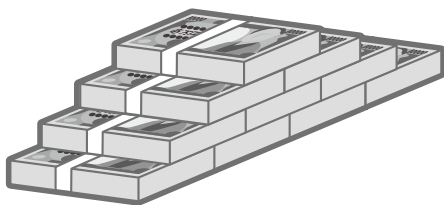
①新制度移行の進捗状況についてどの段階にあるのか

②財務4表の他に、基礎的財政収支（プライマリーバランス）も付加すると思うがどうか。

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、中長期的な財政運営への活用が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことが極めて重要であるとされています。

各地方公共団体における財務書類の作成は着実に進んでいます。多くの地方公共団体において簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されており、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないかと、また、公共施設等のマネジメントのための固定資産台帳の整備が十分でないのではないかと、といった課題があります。

そのため、国において「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を



## 佐藤 満議員



### 問 川辺町ボート王国について

開催し、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした。財務書類の作成に関する統一的な基準が示した、具体的なマニュアルを作成したうえで、原則として平成29年度までに全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されています。

川辺町においては、今年度、統一的な基準による財務書類等の作成に向けて現在業務実施中です。また、統一的な基準による制度や実務の理解を進めるために、県下の団体で実施する合同講習会に参加しています。

プライマリーバランスの情報開示については、現状において財務4表の資金収支計算表に付記されていますが、今後は統一的な基準による財務書類等の公表に併せまして、わかりやすく公表ができるよう準備を進めて参ります。

### 答 ツールとして施策を模索する

#### 町長

ボート王国と言われているようになったのはいつからでしょうか。また、その時に目的や計画が町民の皆さんに知らされていたのでしょうか。町民の方々が私が聞く限りでは、ボート王国と言って大会が行われるが、町に良い事が有るのかとの疑問が多く聞かれます。

町民への周知を徹底する意味から、現時点での目的や計画について伺いたい。

ボート王国と言われるようになったのは、平成8年度から10年間の計画期間で策定した、第3次総合計画の「ダム湖に映る美しいまちづくり」の章で「ボート王国かわべづくり」として掲げています。この施策により、インターハイ・ふれあいレガッタの開催、ダム湖左岸遊歩道整備などソフト面・ハード面にわたり事業を推進し、「ボート王国かわべ」をキャッチコピーとし町をPRしてきました。また、インターハイを行うにあたり、マスコットキャラクターを公募し、現在の「ぼーとん君」ができ、イメージアップを図ってきました。周知については、平成8年6月号の広報かわべで皆さまにお知らせするとともに、パンフレットを作成しています。

### 問 2000mコースについて

### 答 現状では困難である

#### 町長

コース設置の計画は本年度の定例会で、「2000m級のコースが出来れば、世界中から・・」と言う町長の答弁についてお尋ねします。

私は3年程前、川辺ボートコースがヨーロッパの有名なコースに引けを取らない立地に有る事を、中央公民館での講演会で知りました。この時に2000mコースを作って初めて、ボート王国と言える様になると感じたものでした。

町では2000mコースを造るための計画や、行動は起こしているのでしょうか。県や国へ働きかけなければ出来ないし非常に難しい話です。「2000m級のコースが出来れば」との言葉だけでは前に進みませんがどの様に対処されているのでしょうか。

川辺漕艇場の1000mのコースを2000mコースにするためには、多大な財政負担を伴う山川橋の架け替え、詳細な設計をしてみなければ明確ではありませんが、飛騨川護岸の改修、山川橋に添架されている上下水道管の改修などが必要となります。従いまして、今のところ、具体的な動きはいたしません。

しかしながら、山川橋は平成21年度に一部改修されたとはいえ、昭和12年に架橋された橋梁であり、将来的には2000mのボートコースを念頭において架け替え計画あるいは廃止計画の必要があると考えています。







にするのか。ここが大事な点ではないでしょうか。わが町川辺町の方向性を具体的にお聞かせ下さい。

## 答 諸施策を展開していく

### 〔町長〕

①川辺町の中央を南北に悠々と流れる清流飛騨川、飛騨川に映し出される美しい米田富士など、先人諸賢により守り続けられたこの豊かな「自然環境」。未曾

有の被害をもたらした東北大震災、ゲリラ豪雨等による土砂災害など、悲惨な自然災害から町民を守り続けたいことから「安全・安心」。そして、少子高齢化、人口減少社会への対応をしながら、町の体力を維持し「基礎自治体」としての川辺町を次世代にも引き継いでいきたいと考えています。

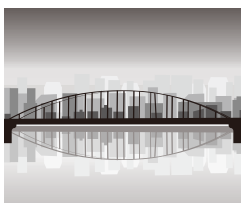
②確かに客観的には大きな変化はないかもしれませんが。しかしながら、間伐事業・里山再生プロジェクト事業・下水道事業による自然環境を守る事業・学校施設の耐震化・橋梁修繕工事など、安全・安心を守る事業・定住促進助成金・出産育児奨励金・中学校までの医療費無料化など定住を推進する事業や子育て支援事業などを着実に推進しています。

③第5次総合計画中の記述の意味については、世界・日本国内で様々なことが変化しても、皆さまが生来お持ちの、人と人の繋がりの中で、地域での問題解決や住民と行政との協働で地域を活力あるものにしていきます。

④分野・施策が多岐に渡り個々にお答えするよりほかございせんが、平成27年度から10年間の第5次総合計画の中の基本構想で、将

来像やまちづくりの方針別の施策の方向、そして基本計画の中の第1章「美しく安らぎのあるまちづくり」から第6章「共に考え行動するまちづくり」までの分野別計画でそれぞれの目指す将来の川辺町を記載しています。また毎年、3年間のローリング方式で実施計画を策定しており、議員各位には策定後、説明の機会を設けさせていただいています。

川辺町の将来像を「清流と人が織りなす活力あるまち」と謳っており、清流飛騨川のほとりの町、自然環境に恵まれ、人々の活力あふれるまちを理想として、諸施策を展開して参ります。



## 問 川辺町の財政基盤について

### 自主財源の確保を

川辺町をはじめ各自治体も含め財政状況は厳しいものと承知している。当然のことながら国も同様です。では、係る財政の安定化のためにどのような施策をお考えでしょうか。私の浅はかな認識では企業誘致等は景気の状態、地理的な交通アクセス等から実現には厳しいこと、国等からの補助金等も十分であることから、自主財源を考える必要がある。当町の財政を安定化させるには何ができるか。一つの例ですが、人口増加政策を考えると如何でしょうか。幸いに災害の脅威のリスクが少ないこと、現在の土地価格の低迷等当町での新築家を促進することで住民増加を目論むことも一考と思います。当町の財政安定化に関するお考えをお聞かせ下さい。

## 答 国等の依存財源を確保していく

### 〔総務課長〕

川辺町の財政状況、特に財源の状況は、平成26年度の一般会計の決算を参考に説明いたします。自主財源である町税・分担金負担金・繰入金・繰越金などの合計が18億円ほどで、歳入に占める割合は約40%となります。残りの約6割は国県支出金・地方交付税などの依存財源で、自主財源の比率としては半分以下の状況となっています。自主財源の多い少ないは、行政を運営していくうえでの自立性や安定性を図る尺度とも考えられますが、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金などが自主財源の不足分を補う補完的な役割を果たしており、特に地方交付税と税収の関係では、税収が落ち込んだ場合は交付税が増額となり、税収が伸びたときには交付税が減額

となる現象が起きます。地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しようとする財源を保障する見地から交付されるもので、先ほど申し上げた現象が制度上起こりえるものです。町税・分担金及び負担金・使用料及び手数料は自主財源の代表的なもので、それぞれ条例等に基づいて直接住民の方から頂いているものであります。これらについて増収を見込むためには、更なる負担をお願いしなければなりません。例としてお示しになった人口を増やすこと、あるいは新築家を川辺町で建ていただくことは、現行の負担率のまま、自主財源の増収が見込める有効な手段であると認識しています。

川辺町では、転入を条件に町内又は可茂管内の事業所に就職する者又は勤務している者に対する勤労者U・イターン奨励

## 問 交通安全対策 基準について

### カーブミラーの 設置基準は

金制度を実施した経緯があります。また定住促進助成金として、新築家屋にかかる固定資産税相当額の助成金を交付する事業を議会からのご提言もいただき、平成25年度から行っています。また、企業誘致の関係では、企業立地促進条例を設け、奨励金の交付を行っています。それぞれの制度の成果が直ちに川辺町の財政状況を好転させるとは考えにくいですが、地道でも着実な結果を残すことを期待しています。自主財源は、町の自立性を担保する重要なものですが、先ほど述べたように税収等の伸びが歳入全体の伸びに直結しないジレンマを抱えています。

西栃井地内において信号のない丁字路交差点にカーブミラー設置を区から町へお願いしたところ却下となりました。私が確認した回答書の中で「・・・車両しか確認することができず、逆に事故を誘発する危険性があります。・・・」との記述があり、カーブミラーの設置が逆に事故を誘発する可能性があるとされている理由は納得出来かねます。カーブミラーは確かに安全確認の補助的な施設であり、一旦停止等交通規則を遵守することは当然であります。さらに安全確認をするためにカーブミラーの設置をお願いしているのです。事故が発生してからでは遅いと思います。川辺町の交通安全対策にはどのような基準で対策が行われるのかお聞かせ下さい。

## 答 危険性が高い 箇所から順次 設置していく

### 【基盤整備課長】

カーブミラーは、見通しが悪い道路の屈曲部や信号のない交差点における事故を防止する上で極めて有効な施設であり、十分でない道路整備を補完するため、町内にも数多く設置されている。その管理個数は平成26年度末で259基に上ります。カーブミラーの設置に当たっては、日本道路協会制定の道路反射鏡設置指針に基づき、計画・設計・施工・管理を行っているが、広い範囲を映す必要性から鏡面が湾曲しているため、①映された車両等までの距離の判断が難しく特に自転車や二輪車等は遠くに感じる②手前部分が死角となりやすく歩行者や自転車等が映らない場合がある③視認すべき車両の速度が速いと必要な見通し距離が

得られない場合があることなどの限界があり、ドライバーはカーブミラーの有無にかかわらず、最終的には目視による安全確認が義務となっている。また、安全運転を行ううえでとても役に立つものですが、それだけに頼ると危険な面もあり注意が必要です。

設置の可否については、①設置効果が十分に得られると認められる箇所②隣接する土地や建物等の利用に妨げにならない箇所③周辺の利害関係の調整が図られた地元区の総意であることを基本に、現場の道路状況や交通状況・沿道の状況等を勘案し総合的な視点で必要性を判断し、危険度が高いと思われる箇所から順次設置しています。



西栃井地内の交差点

## 古川政久議員



## 問 「子ども・子育て 関連3法」に対する 町の方針について

### 町の少子化対策の 展望は

平成24年に「子ども・子育て関連三法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

本町においても、これを受け、「川辺町子ども・子育て支援事業計画」が策定され、この計画に沿って諸施策を展開することになります。

そこで、次のことをお尋ねします。

1 新制度では、市町村権限と責任が大幅に強化されたが、町長として決意と川辺町としての方針をお答え頂きたい。

2 川辺町子ども・子育て支援事業計画について

①当計画書の出生動向では、合計特殊出生率が、国や県を下回っております。その原因分析と当計画書への影響があるのか説明願いたい。

②新制度がスタートして状況はどうか。現段階での問題や課題があれば報告願いたい。また、パブリックコメント等住民の皆様のご意見はどの程度反映されているか伺いたい。

③教育・保育体制の確保において地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育等）の位置づけがないのは児童数の減少により将来においても3保育所によって充足可能と理解してよいのか。また、多様なニーズに対応するため地域型保育事業を位置づけられるよう提案する。

④公立3保育所を平成29年度から認定こども園に移行する計画の基本



的な考え方、移行までの問題・課題あれば説明願いたい。また、財政上の負担はどのように想定されているか。

特に国の基準との比較や低所得者・多子世帯にどのように配慮しているのか。

3 本町の川辺町子ども・子育て会議は、事業計画では「川辺町子ども・子育て会議設置要綱」が、「地方版子ども子育て会議」と変更になっているがその経緯についてお答え頂きたい。

また、計画の点検・評価・見直しの1年間の流れについて伺いたい。

4 平成27年度2・3号認定保育料をどのような考え方で行うのか。



## 答 保健・医療・福祉・教育分野などの施策を総合的に進めて行く

### 【町長】

1 「川辺町子ども・子育て支援事業計画」に掲げていますとおり、すべてのお子様の健やかな成長と、子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについての理解と認識を深め、家庭・保育や幼児教育の場・学校・事業者・行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進して参ります。

また、諸施策の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育分野など多岐に亘るものですが、これらの施策を総合的に進めていくことにより「すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により健やかに育つまち『川辺』の実現」を目指していくものでございます。

### 【教育課長】

2 ① 川辺町の合計特殊出生率は、平成23年の1・35を期に、平成24年も1・36で国及び県の数値を下回る結果となり、本町にとって由々しき事態であると受け止めていますが、詳細な分析にまでは至っていません。大まかな分析としては、当町の15歳から49歳までの女性の人口が大きく変わらなければ、その年の出生数によって数値は大きく変動します。平成22年の出生数79人であったのに対して、平成23年は69人、平成24年は67人と大きく減少しており、その減少分が出生率の低下に繋がっているものと分析しています。その後のデータによると平成25年の出生数は80人で、出生率は1・62となり、国の1・41、県の1・45を大きく上回っております。従って、本町のように小規模自治体において単年ごとの出生率は一過性の数値であると推察します

が、長期的には出生数は減少していくものと推計しています。また、これらの動向は「川辺町子ども・子育て支援事業計画」におけるニーズ量（児童数の推計）の見込みに反映させています。

2 ② 「子ども・子育て支援新制度」における中核となる保育所の運営は、入所に係る手続き制度の改正により若干の混乱はあったものの、現在では円滑に運営することができています。

「子ども・子育て会議」につきましては、今年度第1回目を5月に開催しており、問題なく新制度への移行ができた旨をご報告申し上げました。今後は、年度末に「子ども・子育て支援事業計画」の施策の実施状況について点検、評価する第2回目を開催し、その結果は公表します。

2 ③ 「子ども・子育て支援新制度」における中核となる保育所の運営は、入所に係る手続き制度の改正により若干の混乱はあったものの、現在では円滑に運営することができています。

2 ④ 「子ども・子育て支援事業計画」には町内3保育所を平成29年度から認定こども園へ移行することとしています。これは、幼児教育を提供する場としての幼稚園が町内には無いところに、保護者からの幼稚園ニーズが数多くあること、また、保育認定を受けられないお子様がやむなく町外の幼稚園へ通園されていることなどの課題を、保育所と幼稚園の両方の機能を持つ「認定こども園」を設置することで解消していくこうとするものです。

3 「川辺町子ども・子育て会議」は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定までを要綱による設置にて開催しましたが、子ども・子育て支援法においては、条例による設置が努力義務となつています。本計画を着実に推進することの重要性に鑑み、新制度が始まる平成27年度より条例にて設置することとしたものでございます。また、計画の点検・評価・見直しについては、子ども・子育て会議を年2回程度開催し、年度末に総括し、翌年度以降に反映



させたいと考えています。

4 平成27年度の2号認定（3歳以上）及び3号認定（3歳未満）の保育料ですが、同じ保育所に通所している場合の経済的負担が新制度になって大きく変わらないように、平成26年度までの保育料水準を維持しています。低所得者や多子世帯に対する配慮（軽減）も同様に引き継いでいます。なお、国の徴収限度額に對しては、所得階層にもよりますが、概ね6割程度の保育料負担を求めています。また、認定こども園に移行した後の1号認定（3歳以上）にあっても、同様の考え方で決めています。

5 「川辺町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等については、「川辺町子ども・子育て会議」を経た後の適切な時期に議会の皆様にご報告申し上げる機会を持ちたいと考えています。

## 問 行政改革について

### 組織が肥大化していないか

超少子高齢化と並んで我が国の最大の課題である先進国で最悪の財政状況は、国・地方合わせて千兆円を越す長期債務を背負っている財政状況を踏まえ、今後の経済財政運営の指針いわゆる「骨太の方針」を定め、聖域なく徹底した歳出の見直しの方針が示めされたところでは。

本町においても過去幾多の行財政改革を実施し関係各位のご努力により一定の成果を上げてきています。特に、第4次行財政改革では過去に経験のない痛みを伴う強力な改革を断行し、大きな成果を上げた実績があります。そうした状況の下で策定された第5次行政改革のうち、本日は、総論と組織・職員定員管理に関しお尋ねします。

1 総論として今回の行

政改革に対する決意とこれまでの経緯と実施状況をお答え下さい。

2 第5次行政改革の初年度から4年目に入っているがこの3年半の間、継続的な点検・評価・見直しを行っているか。成果は上がっているか。第3者機関等の意見をどのようにに吸い上げているか。また、これまで、議会との協議はどのように進められているのか。

3 第5次行政改革大綱の信頼され責任の果たせる行政体制の整備を中心

に質問をします。

①なぜ、土地開発公社を廃止するのか。また、企業誘致の用地買収方法についてどのように考えているのか。お答えください。

② 今回の行政改革で組織の再編について、今後どのように進めようとしているのか。現状を見て見ると、単独参事制への移行・企画まちづくり課の新設・無任対策監等の配置など組織の肥大化

に繋がっているのではないかと。

③ 職員定数条例の定数に対する現職員数の実態がそぐわない面があるため、見直しをする必要があると考えますが見解を求めます。また、新たな制度として定年退職者の再任用が行われているが、この職員は定数条例上の扱いはどのようになっているか。

④ 定年退職者の再任用制度の決定方法・条件等はどういうようになっているか。また、町の採用方針として雇用期間は何年で、更新はいつまでか。



## 答 効率的・効果的で透明性の高い行財政運営に努める

### 〔町長〕

1 第5次行政改革大綱では、「信頼され責任の果たせる行政・ともに築く自立と創造のまちづくり」を基本理念として、現在、目標に向かい鋭意努力しているところで

基本方針にありますように「行政力」と「地域力」で、「信頼され責任の果たせる行政体制の整備」「財政運営の自律性・健全性の確保」「地域活動の強化と町民協働の推進」を進め、増加する社会保障費や公共施設等の防災対策、多様化する住民ニーズなどに対応しながらも、効率的・効果的で透明性の高い行財政運営に努め、「住みたい・住み続けたいまち」を創造するという決意で臨んでいます。

経緯・状況について

す。平成19年3月、全国の自治体を震撼させた、北海道夕張市の財政破綻という、まさかの事態が起こりました。

これが発端となり、それまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、財政の早期健全化及び再生のため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布、平成21年4月に全面施行され、以降、各年度の決算に係る健全化判断比率について、議会にご報告することとされています。

当時、当町では第4次行政改革期間中で、経費削減を至上課題に、様々な分野において歳出の見直しを行い、財政の安定化を図ってきました。第5次行政改革においても、第4次を継続する形で、一層の経費削減と歳出の見直しを掲げ、庁内会議、議会説明の後に策定し、平成28年度が最終年となります。

2 第5次行政改革は、

昨年度が中間年にあたりまして、26年8月に、今までの進捗状況の点検・評価を行っています。成果としては、実施項目の半数ほどが実施済み、ほぼ達成となっており、残りは検討中のため達成がされていない、未達成項目につき、鋭意取り組みているところであります。

来年度は、平成29年度からの第6次行政改革大綱策定年となります。

このことから、本年度末までに総点検を行い、次に繋げることとしており、策定に際しましてはパブリックコメントの実施や、協議会の設置など、住民の皆様方のご意見を拝聴し、必要な範囲で反映する考えであります。

また、議会との協議については、今後も点検・検証の結果をご報告し、ご意見を賜りたいと考えています。

この頃は、日本創成会議が発表した消滅可能性

都市を契機に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、現在「産官学金労」等の関係者の方で構成する、まち・ひと・しごと創生審議会で川辺総合戦略を審議していただいています。

この総合戦略は、人口減少の抑制、対応を基本的な視点としており、結婚・出産・子育て対策に対する財政需要も増加すると考えられます。このため財源確保は必至であり、行政改革は一層に重要と考えています。

### 【参事】

3① 土地開発公社については、日本経済安定期で、土地の価格が右肩上がりに上昇していた昭和47年、「公有地拡大の推進に関する法律」により制度化され、川辺町においても、昭和50年7月に岐阜県の認可を受け、以来、公共施設の建設などに必要な土地を先行取得しており、その役割を十分に果たして参りました。

た。特に、道路用地については、国道41号美濃加茂バイパスの用地取得に際し、国からの委託を受け、事業費3億円の実績があります。しかしながら、日本バブル経済は平成5年頃に破綻し、地価は下落の道をたどることとなり、平成20年には、アメリカの投資銀行グループであるリーマンブラザーズの経営破綻により、世界中が連鎖的に経済金融危機に陥り、今なお日本経済は、その影響から完全に脱却できていません。

このような状況下、バブル絶頂期の頃に企業誘致を計画した全国の公社のいくつかは、予定した誘致もままならないことから土地は塩漬けとなり、膨らんだ取得費用の返済に苦慮して経営破綻に追い込まれるなど、公社の存続が危うくなってきました。

当時の川辺町土地開発公社においては、41号バイパス用地として取得し

た土地は全て国に買い戻されており、保有財産は預貯金だけでありました。また、財政状況は国・県と同様に芳しくなく、今後、大規模な開発などを予定することでもできず、第5次行政改革にも織り込んで公社の存続を検討したところです。

平成10年代半ば以降、全国の土地開発公社や第三セクターの幾多が解散し、近隣でも美濃加茂市や坂祝町・富加町の公社が解散し、川辺町土地開発公社においても、設立初期の目的・使命は終えたとして、平成24年に解散するに至りました。このように、土地開発公社が存在しない中で企業誘致のため、土地を取得する方法については、三点考えられます。

(1)再度、土地開発公社を設立することですが、これには時間を要します。また、企業進出を待つようなレディーメイド型では、先ほどの公社解散に至った経緯や土地利用規制から、今現在では困難と

考えます。

(2)岐阜県土地開発公社と川辺町が協定を結び、県の土地開発事業として、土地を取得する方法があります。この場合、県に採算性がなく、企業立地には適さないと判断された場合は、当然ながらいくら要望しても叶いませんし、公社事業として開発される場合でも実務は町が行い、企業が進出しない場合には、町に買い取り義務が生じます。

(3)進出企業自らが買収する方法であります。

これは、企業の裁量が多く反映されるため、企業にとって有利な方法となります。こうした場合には、進出企業の内容や雇用計画などから、真に川辺町のためになると判断される場合には、計画の段階から法規制問題や斡旋などを含め積極的に関与し、開発事業を推進すべきと考えます。

今後、優良企業を誘致するためには、従来に

増して県や金融機関などと連携を深めるとともに、多くの情報を収集・発信し、問い合わせや相談に真摯に応じることが肝要と考えます。

### 【町長】

3② 平成24年度から平成28年度までの第5次行政改革大綱においては、景気の動向・人口減少問題・高齢化社会の到来・地方分権の進展と自治の確立など社会情勢・本町を取り巻く環境の変化に対応すべく「信頼され責任の果たせる行政、ともに築く自立と創造のまちづくり」を基本理念として、行政からの視点と、地域からの視点で方針を定め、改革を進めています。

改革の点検・評価の状況は先ほど述べたとおりですが、評価を行う中で、組織の効率性や新たな行政課題への迅速な対応のため、組織再編については、柔軟な対応に心がけなければならないと



考えています。

先の組織再編では、議会からのご提言や、内部のワーキンググループ、課長会を経て、効率性や課題への対応を念頭に課の統廃合を検討し、水道課と基盤整備課を統合し、新たに企画まちづくり課を新設しました。

参事については、新たな施策で、全庁的に関係する「まち・ひと・しごと創生法」や「マイナンバー制度」に対する内部調整など、横断的な事務調整の必要性の他、2カ

年の総務課長兼務における防災対応などから、事務に限界があると判断し、また管内の副町長を置かない町村においても、川辺町だけが兼務参事であったこともあり、単独性に移行したものであります。

対策監については、先の組織再編の結果、過大となった事務への対応や、急務とされる事務の対応のため、適任者を配置しました。昨年度か

ら、上下水道事業・公共土木・農林土木を所掌しています基盤整備課に、

国・県等事業などの調整役として、住民課には「少子高齢化」に専門的に取り組むべく「福祉・健康担当」として、教育委員会には「子ども・子育て支援制度」や「発達障害児支援」などの対応のため、それぞれ1名を配置しました。

今年度には、教育委員会の対策監を方向性が定まったことにより廃止し、近年の自然災害と、地域防災計画の見直しや地域防災力の向上のため、総務課に新たに1名配置しており、これらは新たな組織見直しの過程であって、時の流れ、その時々課題に対処するものであります。

総人件費については、これら職員の配置の他、職員の年齢構成や新規採用職員・再任用職員・嘱託職員などの数にも影響を受けますが、職員の育成計画を見直し、できる

職員の養成に努めるなどして抑制に努める所存であります。

地方分権が進められている現在、今後の町の体制もそれに呼応して変化を余儀なくされる場合もあるでしょうし、自らの意思として、重点施策実現のために、組織を再編する必要が生じる場合もあり得るものと考えています。いずれにしましても、常に住民の皆さまにとって分かりやすく、かつ質が高く、効率的な組織を目指す所存であります。



#### 【総務課長】

川辺町職員の定数については、川辺町職員定数条例によって、総数において現在117名となっております。現在の職員数の97名と20名の差が生じていることは議員ご案内のとおりです。

平成17年に条例の改正を行い、従前の定数130人から117名とし、第4次行政改革の際には、職員数の目標値を100名として職員数の削減に取り組む一方、嘱託職員の採用とあわせて行うことにより、業務への対応と総人件費の抑制に努めて参りました。

第5次行政改革大綱においては、職員数100人を基準として適宜見直すこととしています。平成26年度より地方公務員の再任用制度がスタートし、本町においても、平成26年度は1名、平成27年度は2名が再任用職員として在籍している関係も考慮し、今後の退職者の状況などを見定め

がら定数を見直す必要があると考えています。

また、現在実施しています再任用制度の勤務形態は、1週間の勤務時間が38時間45分の常勤勤務と、15時間30分から31時間までの短時間勤務の2種類があります。

短時間勤務は職員定数から除かれ、国では「年金と雇用の接続問題」から常勤勤務を目指していますが、規模が小さな当町では、定数や新規採用職員、嘱託職員を含む総人件費への配慮、職員の年齢構成などを総合的に勘案し、現在は短時間勤務による運用を行っています。

再任用の対象者は、「極めて専門的な知識や経験を必要とする職で、再任用によらなければ業務に支障をきたす職の場合」「業務を遂行する上で、一定の資格を必要とする職の場合」「長年培った能力と経験を必要とする職の場合」などがあります。現在在籍して

いる再任用職員は、3番目の長年培った能力と経験を必要とする場合として、短時間勤務により再任用を行っています。また、再任用の決定は、予定する業務と雇用条件を提示し、本人の再任用の申し出を確かめた上、条件が合えば決定します。

再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が65歳に達する日の年度末までとなっています。これは、無年金期間の解消が再任用制度の目的でもあることから、年金の受給が開始される年の年度末をめどに再任用の任期とみなし、達するまでの雇用期間は1年毎で、更新が可能として運用しています。



雇用と年金の接続を図るとともに、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」という平成25年3月26日の閣議決定を受けて、地方公共団体においても再任用の制度が運用されています。

再任用制度の運用にあたっては、決して無計画に行うべきでなく、閣議決定の主旨である無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図ることを前提としながらも、本人の希望の状況・担当させる業務の有無・嘱託職員を含む総人件費への配慮・職員の年齢構成などを総合的に判断し、運用すべきものと認識して取り組んでいきたいと考えています。

## 議会日誌

27年8月～27年10月

### 8月

2日・八百津町制60周年記念式典

・かわべ清流レガッタ

5日・木曾川右岸流域浄水事業促進協議会総会

7日・川辺町小中サミット

8日・川辺おどり・花火大会

11日・国道41号美濃加茂、下呂間強靱化推進同盟会総会

18日・町議会議員選挙告示日

24日・当選証書付与式

25日・川辺町ポータルコミュニケーション通常総会

### 9月

1日・議会行政連絡会議

・第1回臨時会

2日・議会運営委員会

2日・ふれ愛まつり実行委員会

5日・青少年の主張大会

6日・防災訓練

7日・定例会（初日）

8日・総務委員会

9日・議会行政連絡会議

・総務委員会

10日・総務委員会

11日・総務委員会

12日・中学校団結祭

18日・定例会（最終日）

19日・各小学校運動会

23日・ぎふ清流文化プラザオーピングセレモニー

26日～27日

・全国市町村交流レガッタ

27日・川辺ダム湖クリーンアップ作戦

### 10月

4日・第一保育所運動会

5日・議会行政連絡会議

5日・環境ポスター審査会

6日・まちひとしごと創生審議会

9日・県町村議会議長会定期総会、正副議長研修会

10日・第二保育所運動会

・第三保育所運動会

11日・第39回全国育樹祭

13日・議会報編集委員会

18日・町民運動会

22日・議会報編集委員会

23日・議会運営委員会

・第2回臨時会

・川辺東小学校公表会

30日・可茂町村議会議長会



## 編集後記

川辺町議会議員選挙は、無投票で9名が決まりました。平均年齢は65歳で前改選時に比べ5歳若返り、議員一丸となり、「住みよい町づくり」を目指して真剣に取り組む所存です。

議員の意見は取りも直さず町民の意見であるべきです。

議員が行う質疑・討論は町民の疑問・意見であり、表決は町民の立場に立った1票でなければなりません。町民の意見の代弁者として町政に関わり、町発展に全力を尽くすためには、皆様方の要望・意見を的確に町政に反映する必要があります。

皆様方が日頃、町政に対し思っておられる意見や感じておられる声を、私たち議員に是非お聞かせ下さい。